

2022年1月5日

報道関係者 各位

## 国民健康保険高額療養費の支給誤りについて (第1報)

春日市国民健康保険で支給する高額療養費の支給額が誤っていました。

「過大支給」の概要については、以下のとおりです。

なお、「過小支給」も発生していますが、現在対象者等を調査中のため、本件については第2報で発表いたします。

### 1 過大支給の概要

#### (1) 対象世帯

70歳以上の被保険者が属する28世帯（40件）

※件数は診療月数

#### (2) 過大支給額

524,498円（1世帯最大 39,600円）

#### (3) 過大支給の期間

令和2年12月～令和3年11月支給分

#### (4) 原因

当該療養のあった月以前の12カ月以内に高額療養費の支給月数が3カ月以上ある場合（高額療養費多数回該当）は4カ月目から高額療養費算定基準額が軽減されます。

この高額療養費多数回該当の判定において、世帯単位の高額療養費の支給月数のみをカウントすべきところ、カウントできない個人単位（70歳以上で外来のみ）の高額療養費の支給月数をカウントしていたことによるものです。

(5) 参考（具体例）

- $\boxed{\text{高額療養費}} = \boxed{\text{本人の自己負担額}} - \boxed{\text{高額療養費算定基準額}}$
- 70歳以上被保険者の所得区分が『一般』の場合の高額療養費算定基準額
  - ・直近1年間の高額療養費支給回数が1回目～3回目 57,600円
  - ・直近1年間の高額療養費支給回数が4回目以上 44,400円

【例】直近1年間の高額療養費支給回数が3回目であったが、誤って4回目と判定した場合（総医療費278,000円以上の場合）

$$57,600\text{円} - 44,400\text{円} = 13,200\text{円} \text{ の過大支給}$$

## 2 今後の対応

対象者の方には文書で通知するとともに、経緯や過大支給分の返還について説明します。

また、以後は支給要件を再確認し、処理の際には確認を徹底します。

## 3 問い合わせ先

春日市健康推進部国保医療課 課長 富永（とみなが）

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111（代表） Fax 092-584-1141

E-mail [kokuho@city.kasuga.fukuoka.jp](mailto:kokuho@city.kasuga.fukuoka.jp)

### 【リリースに関する問い合わせ】

春日市経営企画部秘書広報課 広報広聴担当

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111 Fax 092-584-1145

E-mail [koho@city.kasuga.fukuoka.jp](mailto:koho@city.kasuga.fukuoka.jp) Web <http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>